

戦後70年、憲法が輝く ホンモノの地方自治を学ぶ

第57回自治体
学校in金沢
7月25日～27日

全体会の記念講演

地方自治の危機と再生への道

―憲法と沖縄から考える―

宮本憲一氏（大阪府立大学・

滋賀大学名誉教授、

日本環境会議名誉理事長）



冒頭、宮本憲一氏は、辺野古基地反対の声明に、千人もの学者・文化人が賛同を寄せたことから話を始めました。

地方自治体は独立の法人

住民の生命、健康、環境を守る

政府は「安全保障は国の専管事項」と言っているが、憲法では「地方自治の本旨」が認められている。自治体の基本的任務は、住民の生命、健康、生活環境の保全である。

戦前と違い、都道府県は国の出先機関ではなく、独立の法人である。知事は政府が任命するものではなく、住民による公選制になった。国と自治体は対等であり、国は都道府県と協議し、その了解を取らねばならない。

辺野古基地建設は住民の合意なしにはすすめられない。基地の存在による人権侵害を繰り返してはならず、日本の地方自治の命運をかけた問題である。戦後の地方自治の成否がかかっている。

革新自治体の前進と公害裁判

1950年代から70年代末までの日本の公害は今の中国より

今週の活動から



8月1日（土）2日（日）に行われた第69回あつぎ点まつり、開会式参加が新議員の初仕事。

2日間で70万人（花火には53万人）の来場者がありました。1万発の花火と、市政60周年を記念した長さ600mのナイアガラは圧巻でした。

（左：後ろ向きですが栗山香代子議員・右：釘丸久子議員）

パネルディスカッション

コーディネーター

岡田知弘（京都大学）

戦後70年築かれてきた平和と民主主義 ―その破壊を止めるために―

パネラー

武田公子（金沢大学）

地方自治体の今後を考える

―白山市合併検証を通じて―

岡庭一雄（阿智村前村長）

小さい自治体輝く自治

リレートーク

古堅茂治（沖縄・那覇市議）

新基地建設を強要する日本

両政府に、保革を超えて立

ち向かう「オール沖縄」の

たたかい

田所賢治（大阪市職労）

草の根の取組で共同を広げ、

勝利を勝ち取った住民投票

ひどかった。政府も企業も経済成長を優先し、公害対策を全く行わなかった。

1963～4年に、静岡県三島・沼津・清水市の石油コンビナート誘致反対運動が起きた。

憲法で保障されている基本的人権を守るために、住民が調査研究・学習をして、自治体を味方につけ、政府の成長政策をストップさせることができた。

これを契機に、公害に反対し、経済成長より住民福祉を求める市民運動が広がった。さらにそれを背景に革新自治体が各地に誕生した。70年代初頭には全国の3分の1の自治体、人口にして2分の1の首長が反自民党政権の革新自治体となったのである。「憲法を暮らしの中に」をスローガンに、公害防止や福祉

丸山史架（石川県・城北病院）

憲法がめざす、ひとりひとりが大切にされる社会にするために

市町村合併、沖縄の基地問題、大阪都構想の住民投票など、全国的にホットな問題をそれぞれの地域で、どうたたかってきたかの報告で



住民自治の基本は憲法にあり、それを住民自身が主権者として常に学んでいくことが重要です。

今日の政治危機の解決は

戦後の高度成長政策の元で公害・環境問題を解決できたのは、市民運動（基本的人権擁護の運動）と、戦後憲法が確立した民主主義制度を活用した自治体の「革新」という二つの道の成果である。市民運動と自治体の革新は、今日の政治危機を解決する王道である。

大飯原発差し止め裁判は原告の規模が数千人にのぼり、災害時の影響をきめ細かく調査したことによる画期的判決を引き出した。国の責任を認めた泉南アスベスト判決を見ても、まだまだ日本の司法は生きている。

今、潮目が変わりつつある。

沖縄・辺野古基地も最後は最高裁の判断になるだろう。

戦後の革新自治体の運動が、憲法の民主主義を体現し、さらに住民運動と相まって前進してきたことに、改めて確信を持たせる記念講演でした。